

## 秋田県小規模修繕契約希望者登録制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小事業者の受注機会の拡大を図るため、秋田県が発注する小規模修繕の契約に係る事業者の登録制度に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において小規模修繕とは、50万円未満の修繕をいう。ただし、防犯及び防災並びに特殊な設備機器等に係る修繕を除く。

### (契約希望者の登録)

第3条 小規模修繕の契約を希望する者は、知事の登録を受けなければならない。

### (登録の要件)

第4条 前条の登録の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 秋田県内に住所（所在地）又は主たる事業所を有すること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること（秋田県建設業者入札参加資格者名簿に登録されている者を除く。）
- (5) 前号の許可を受けていない場合は、希望業種の履行に必要な資格又は許可を受けていること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

### (登録の申請)

第5条 第3条の登録を受けようとする者は、秋田県小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号又は様式第1号の2。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 個人にあっては住民票、法人にあっては登記簿謄本（申請日から3月以内のもの）
- (2) 役員情報一覧表（様式第2号）
- (3) 建設業法第3条の規定による建設業の許可通知の写し（登録希望業種に係るもの）
- (4) 第4条第5号により登録を受けようとする者は、希望業種の履行に必要な資格又は許可通知の写し及び秋田県所在の建築労働組合又は技能組合等の推薦書

- (5) 秋田県税に滞納のないことの証明書（申請日から3月以内のもの）又は秋田県税の納税確認に関する同意書（様式第3号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

#### （登録の実施）

第6条 知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、申請の内容を審査し、資格を有する者を決定したときは、秋田県小規模修繕契約希望者登録決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するとともに、秋田県小規模修繕契約希望者登録名簿（様式第5号。以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

2 登録名簿は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載するものとする。

#### （登録の有効期間）

第7条 第6条第1項に規定する登録の有効期間は登録の日から起算して2年間とし、以後申請に基づき改めて登録するものとする。

#### （登録事項の変更届等）

第8条 登録名簿に登録された者は、申請書記載事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は第4条の登録の要件を欠いたときは、速やかに秋田県小規模修繕契約希望者登録事項変更等届出書（様式第6号）に変更内容等を確認できる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

#### （登録の取消し）

第9条 知事は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の登録の要件を欠いたとき。
- (2) 不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 倒産又は破産したとき。
- (4) 関係法令に違反する行為を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、直ちにその旨を当該登録名簿に登録されている者に通知するものとする。

#### （委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、秋田県が発注する小規模修繕の契約等に関し必要な事項は、財産活用課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。